

観参第765号
令和5年3月22日

旅行サービス手配業務取扱管理者研修登録研修機関代表者 殿

観光庁参事官（旅行振興）

旅行サービス手配業務取扱管理者継続研修修了証明書の報告及び
旅行サービス手配業務取扱管理者証の発行について

標記について、「旅行サービス手配業務取扱管理者研修の内容及び方法の基準等を定める告示の一部を改正する告示（令和5年3月22日付観光庁告示第6号）」（以下、「告示」という。）が公布されたことに伴い、初回研修及び継続研修の区分が定められました。

このため、旅行サービス手配業務取扱管理者研修の登録研修機関、旅行サービス手配業者におかれましては、下記の運用となりますので、通知します。

これにより、「旅行サービス手配業務取扱管理者研修修了証明書及び旅行サービス手配業務取扱管理者証の発行について（平成30年4月9日、観産第878号）」については、令和5年3月22日をもって廃止します。

記

1. 旅行サービス手配業務取扱管理者研修の継続研修修了証明書の提出について
旅行業法第67条、第70条第1項、及び同法施行令第5条並びに施行規則第72条の規定に基づき、旅行サービス手配業者が選任している旅行サービス手配業務取扱管理者が旅行業法第28条第6項及び告示に規定する継続研修を受講した場合、その修了証明書の写しを登録行政庁に対し、遅滞なく報告するものとする。
なお、登録行政庁は、この報告を踏まえて、旅行サービス手配業者における旅行サービス手配業務取扱管理者の選任の状況を定期的に確認するなど、適切な運用を願います。

2. 旅行サービス手配業務取扱管理者証の発行要領

旅行サービス手配業務取扱管理者証（以下、「管理者証」）は、旅行業法第28条第5項に規定による資格を有する者で、旅行サービス手配業者により、同法第28条第1項の規定により選任された者であることを証するものである。

（1）発行

①発行者

管理者証は、旅行サービス手配業者が資格を確認したうえで発行する。

②有効期間

管理者証の有効期間は、旅行サービス手配業務取扱管理者が旅行サービス手配業務管理者研修の初回研修又は継続研修の修了年月日から5年とする。

③旅行サービス手配業務取扱管理者証様式

様式については、別添のとおりとする。

（2）管理者証発行簿

発行者は、管理者証を発行した場合は、「旅行サービス手配業務取扱管理者証発行簿」（以下「発行簿」という。）を作成し、保管するものとする。

また、発行簿には、次の事項を必ず記載するものとする。

①氏名

②旅行サービス手配業務取扱管理者研修修了証明証の修了番号

③所属

④研修修了年月日

⑤発行年月日

⑥有効期間

旅行サービス手配業務取扱管理者証 様式
表面

旅行サービス手配業務取扱管理者証	
氏 名 _____	写真 横 3.0cm 横 2.4cm
研修修了番号 _____	
発行年月日 _____	
有効期間 _____	
登録番号 ○○○○○○○○会社 電話番号	

裏面

(注意事項)
1 この管理者証は常に携帯し、請求があった場合は、いつでも提示する。
2 この証を貸与又は譲渡してはならない。
3 この証の記載事項に変更があった場合又は亡失棄損した場合には届け出て再交付を受ける発行年月日
4 新たに交付を受けたとき又は転退職したときは、発行者に返納する。